

平成 28 年 3 月 31 日

指導鑑定士 各位

実務修習業務規程施行細則の一部改正について（お知らせ）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会
委員長 村木 信爾
(職印省略)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習制度の運営にご協力を賜りまして、厚く御礼申あげます。

さて、今般、実務修習業務規程施行細則第 16 条第 13 号の規定（実地演習において題材とする不動産の内部の実地調査を行うことが困難と認める場合の指導方法）につきまして、平成 26 年 11 月 1 日に改正された不動産鑑定評価基準に適正に合致させるため、国土交通省と協議のうえ、実務修習業務規程施行細則の一部改正を行いました。

つきましては、実地演習の実施に際し、本件改正に基づくご指導を賜りたく、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、改正後の規定につきましては、本年 4 月 1 日以降に実施される実務修習について適用し、本年 3 月末日を報告締切とする実地演習については、改正前後のいずれの規定に基づいて演習を行った場合においても、審査の際に減点対象とはしないこととします。

また、本件について、「実務修習業務規程施行細則第 16 条第 13 号に関する Q&A」を作成いたしましたので、併せてご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

実務修習業務規程施行細則改正案新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(実地演習の実施に関する事項)</p> <p>第 16 条 規程第 27 条第 10 項に規定する実地演習に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>十三 指導者は、現地調査において、題材とする不動産に立ち入ることが困難と認める場合には、修習生に対し、<u>図面等の確認資料を用いて評価対象不動産を確定させ、鑑定評価における対象確定条件について、外観からの調査であることを明記させるものとする。</u></p>	<p>(実地演習の実施に関する事項)</p> <p>第 16 条 規程第 27 条第 10 項に規定する実地演習に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>十三 指導者は、現地調査において、題材とする不動産の<u>内部の実地調査を行うことが困難と認める場合には、修習生に対し、<u>実地調査が行えない部分についての合理的な推定を行うに足る資料等（<u>図面、写真、賃貸借契約書等、管理者等からのヒアリング及び他の建物内の部分の実地調査等</u>）を提示するものとする。また、この場合には、<u>実地調査を行えなかった範囲及び合理的推定の根拠について記載させるものとする。</u></u></u></p>
	<p><u>附 則（平成 28 年 3 月 31 日一部改正）</u></p> <p><u>改正後の細則第 16 条第十三号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施される実務修習について適用する。</u></p>